

長島町人事行政の運営などの状況を公表します

(6) 特別職の報酬などの状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額など	区 分		給料月額など
給料	町 長	758,000 円	期 末 手 当	町 長	(24 年度支給割合) 2.95 月分
	副町長	597,000 円		副町長	
報酬	議 長	303,000 円		議 長	(24 年度支給割合) 2.95 月分
	副議長	250,000 円		副議長	
	議 員	227,000 円	議 員		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	状 況
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
休憩・休息时间	休憩時間 60 分
勤務を要しない日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日
年次休暇	1 年間に 20 日。20 日を限度に翌年に繰越
その他の休暇	病気休暇、特別休暇、育児休暇など

4 職員の分限及び懲戒の状況（平成 24 年度）

なし

5 職員の服務の状況

地方公務員法第 30 条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

この根本基準を実行するために、法令などおよび上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限など、職務上の強い制限を課しています。

服務規律の遵守については、職員研修や通知などにより、周知徹底を図り、綱紀の肅正および服務規律の徹底に努めています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況（平成 24 年度）

(1) 研修の状況

研修機関において職務上の階層ごとに行う、新規採用職員研修、新任課長級研修等のほか、外部講師を招いての「窓口サービス研修」や「パソコン研修」などを実施し、職員の能力開発、資質向上に努めています。

(2) 勤務成績の評定の状況

長島町職員の目標管理による人事評価に関する規程により、勤務評定を実施しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況（平成 24 年度）

区 分	受診者数	区 分	受診者数
定期健康診断	93 人	1 日ドック	54 人
		2 日ドック	15 人
結核定期健康診断	107 人	脳ドック	5 人
		節目ドック	3 人

◎問い合わせ先

役場総務課職員係 ☎ (86) 1111 [代表]